

平成30年度 第3回鮫川村再生可能エネルギー推進協議会議事録

- 開催日時 平成31年2月18日（月曜日）午前9時00分
- 開催場所 鮫川村公民館2階 視聴覚室
- 構成員の現在数 24名
- 出席した構成員数 17名
- 出席した構成員の氏名
 - ・ 鮫川村議会 星 一彌（議長）
 - ・ 鮫川村議会 北條 利雄（特別委員会委員長）
 - ・ 鮫川村議会 堀川 照夫（青生野地区）
 - ・ 農林漁業団体 森 元良（東白川郡森林組合常務理事）
 - ・ 農林漁業団体 蛭田 昌一（久慈川第一漁業協同組合理事）
 - ・ 関係住民 白坂 伸治（青生野行政区長）
 - ・ 関係住民 岡部 明（西谷地牧野組合長）
 - ・ 関係住民 平久江三治（赤小名牧野組合長）
 - ・ 関係住民 鈴木 清孝（江堀牧野組合長）
 - ・ 関係住民 森田 俊栄（反谷地牧野組合長）
 - ・ 関係団体 松本 一治（鮫川村行政区長会長）
 - ・ 関係団体 前田 勝之（鮫川村商工会長）
 - ・ 鮫川村農業委員会 鷲野谷弘行（会長）
 - ・ 鮫川村農業委員会 藤田 浩之（職務代理者）
 - ・ 学識経験者 鈴木 治男（地域づくり有識者）
 - ・ 鮫川村 大樂 勝弘（村長）
 - ・ 鮫川村 白坂 利幸（副村長）
- オブザーバー
 - ・ 福島県県南農林事務所 企画部指導調整課 渡邊 信（指導調整課長）
 - ・ 福島県県南農林事務所 企画部指導調整課 水野谷敏彦（指導調整課主任主査）
- 出席した関係者の氏名
 - ・ 発電事業者 梅林要二郎（オリックス株式会社）
 - ・ 発電事業者 吉見 隆寛（オリックス株式会社）
 - ・ 鮫川村 鈴木 守弘（鮫川村地域整備課長）
 - ・ 鮫川村 渡邊 敬（鮫川村農林商工課長・農業委員会事務局長）
 - ・ 鮫川村 鈴木 隆寛（鮫川村地域整備課長補佐）
 - ・ 鮫川村 中川西幸雄（鮫川村地域整備課環境係長）

1 開会【地域整備課長】午前9時00分

2 会長挨拶【要旨】

それでは一言ご挨拶を申し上げます。

第3回鮫川村再生可能エネルギー推進協議会を開催したところ、皆さんお忙しい中ご出席いただ

きありがとうございました。

第3回の協議会となりますが、売電期間が20年間と限られた中であり、2020年3月を売電スタートとして事業に取り組んでいるところであり、一日でも早い事業開始を目指しているところでもあります、なかなか前に進まない状況にあります。

特に気になる部分とすれば、地域の皆さんの思いや貸借契約の状況など非常に心配なところではありますが、地域にとっても村にとっても非常に良い事業と感じております。

それでは、本日の協議事項ですが、再生可能エネルギー発電の促進による農山漁村活性化基本計画（素案）についてと、発電事業者の設備整備計画等について委員の皆さんに協議していただく予定であります。

本日は、オブザーバーとして県南農林事務所企画部指導調整課渡邊課長さん、水野谷主任主査さんに出席していただいておりますので、課長さんからの説明をいただき対処していきたいと思っておりますので、委員の皆様の忌憚のないご意見と、再生可能エネルギー推進にご協力をいただけるようお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

3 協議事項【議長：大樂会長】

(1) 再生可能エネルギー発電の促進による農山漁村活性化基本計画（素案）について

鈴木課長補佐が配布資料に沿って説明。

質疑の概要は次のとおり。

Q： (4)産業の農業分野の畜産農家の規模拡大により農業生産額は横ばい状態にあると言う説明があったが、この村の大きな概況の中には必要がないのではないか、畜産の部分のみを生産品目とするのではなく、ここでは、生産農家の減少傾向が続いていることや、村として担い手育成や確保、農業の継続、持続可能な農業経営のサポート体制を行政で支援している現状があると思いますので、支援している内容を記載すればよいと思う。【鮫川村議会 北條氏】

A： 今回、計画している予定地は、放牧場として利用されていたが、利用できなくなったことを訴える為に表現をするためにこのような言葉を使っています。【大樂会長】

Q： 原発事故による放射能汚染が非常に深刻な影響を与えたと言う事を、前段で記載する必要があるのではないかと思います。

そこで、村は状況を打開する為に村独自で牧草供給事業などを実施するなどして、何とか廃業を食い止めてきたと言う状況であったことを、(4)産業①農業に部分に放射能汚染による村の状況と取組みについて詳細に記載してはどうか？

さらに、村ではバイオマスビレッジ構想を立てたが、原発事故により頓挫してしまっていると言うことを、①で丁寧に述べていけば良いのではないかと？【学識経験者 鈴木氏】

A： 平成18年から化学肥料そして、農薬に頼らない農業を目指そうということで、消費者の安全安心を早く消費者に訴える村づくりとして、バイオマスビレッジ構想の一事業として財政の厳しい中、堆肥センターに4億円を投じて整備し平成23年2月に竣工を迎えようやく事業がスタートできると思っていたところに、原発事故が起き放射能が飛散してしまった、この責任をどうして現状回復してくれるのかと言う思いで居るところであり、切実な思いを訴えていく必要があると思う。

【大樂会長】

Q： 基本計画の文言修正をさせて戴けないでしょうか？【鮫川村議会 北條氏】

A： それでは、北條氏と鈴木氏にお願いいたします。と言うことで、計画の文言を修正させていただきます。【大樂会長】

(2)～(5) 現在の状況・設備整備計画、地域貢献金・同意書・手続、許認可について

オリックス(株)吉見課長代理が配布資料に沿って説明。

質疑の概要は次のとおり。

Q： 前回の協議会の時より予定地面積が半分近く減ったのですが、発電量は40メガと前回と数字が同じだが間違いないのか？【農業委員会 鷲野谷氏】

A： 間違いではありません。実際には、ドローン測量を行って、正確な面積を出しておりますし、県や村からの指摘もあり、パネル設置用地以外の農振除外はなかなか難しいとの回答があり、予定地以外は面積から抜いております。【オリックス(株) 梅林氏】

(3) その他

関係法令等の手続について

福島県県南農林事務所企画部指導調整課渡邊課長より説明

貴村における太陽光発電事業を推進するためには、事業計画地・事業内容を決定しまして、農林漁業再エネ法に基づく基本計画の作成以前に、あるいは同時に環境影響評価や大規模開発等関係法令の手続きを進める必要があります。

中でも先ほど、オリックスさんの方から説明のありました、影響の大きいのが環境影響評価に関する手続きであります。ここで、手続きが必要となれば事業計画地や事業進捗に変更が生じる可能性があります。そうすると、その他の手続きの農振除外や関係法令の手続きが遅れることが懸念されるとことであります。

オリックスさんの資料の中で、気になる点がありまして、許認可を預かる立場として申し上げさせていただきます。

資料の今後の課題等についてですが、一番上の農地転用許可であります基本的な次の点、農業振興地域の除外申請が終わってからになります原則として、順序としては、農業振興地域を除外し、そこで初めて、農地転用の見込があれば農地転用許可の申請と言う順番になります。その為にはそれ以前に3番目の荒廃対象農地の認定申請とありますが、今回の計画地が荒廃農用地である事の調査を実施する必要があります。この部分について手続き上逆転している部分となりますが、多少誤認していると感じたので再確認の意味で、説明させていただきました。

まずは資料にも赤字で記載されている、福島県環境影響評価条例について2019年5月申請とありますが、基本的には環境影響評価を実施して計画地を決めて、その他の諸法令の手続きに入るのが基本的な手続きとなりますので、環境影響評価条例の申請が基本的に第1番目に有る形となります。その後には並行する可能性が農業振興地域の除外申請、その後の農地転用許可申請となりますが、当所で所管するのは農地転用・農振除外申請なのですが、それ以前に環境影響評価条例に基づく環境アセスメントを実施していただく必要があります。この環境影響評価条例で期間を要してしまうと、後の諸法令の手続きが後にずれこんでしまうと言うことを申し上げます。

以上の事を踏まえて、非常に重要な部分であり手続きによっては売電期間等にも影響が出ますので、スケジュール感を再度ご確認くださいと思います。

県からの説明は以上となります。

質疑の概要は次のとおり。

Q： 許可申請のタイムラインの確認ですが、環境アセスと農振除外申請の前に、牧場の荒廃対象農地の申請があるが、申請ベースなのか許可完了ベースなのかの確認であり、環境アセスと農振除外の申請が提出されていれば、設備整備計画の申請がほぼ同時申請できるものと理解しているが出来るのか？【オリックス(株) 吉見氏】

A： 事務的には可能であるが、許認可を同時並行で進めると言うことは、基本計画の策定があつてその後設備整備計画の手続きとなることをご理解いただいていると思うが、その前に許認可ですが、環境アセスで事業計画や事業内容が変わる可能性があると思います。農振除外は環境アセスが終わっていても申請できるかと思いますが、ただし、環境アセスで事業区域が変更するかも分からないのに農振除外の申請をされてもなかなか難しいのではないかと、基本的には環境アセスが終了してから申請でスムーズに行くものと思います。【指導調整課 渡邊課長】

○ まずは、最初のスタートであります許可関係ですが、まずは環境評価条例のこの環境アセスに対しての指導を受けました。

これを踏まえて、環境アセスが通りましたら次に、農業振興地域除外の申請、さらに、農地転用と進んでいただきたいと思います。

地域貢献金についての話は、前回も話に出たように青生野地域の農業のために使いたいという話をしたところではありますが、今後、議論を重ねていきたいと思っております。

しかし、青生野地区は畜産以外には厳しい地域なのですが、今後は農業を進行させるためには、地域貢献金を使い例えば、施設園芸やいわき市の市民を狙った直売所の整備などの思いを、農林課の職員と話したこともありましたので、今後さらに検討していきたいと考えております。【大楽会長】

Q： 確認ですが農業委員会の関係する農振除外、転用許可は農業委員会に係ると思うのですが、環境影響評価条例の許可がないうちは農業委員会に申請することもできないのか？【農業委員会 鷲野谷氏】

A： 農業振興計画の網が掛かっておりますので、その農振除外をしてからでない農地転用の申請ができないという仕組みになっておりますので、あくまでも農振除外をするのは必要な土地のみとなります。従って、環境アセスで区域が特定された部分のみの農振除外となり、その後農地転用許可申請と言う流れです。【指導調整課 水野谷主任主査】

Q： 農振の解除申請で、第一種農地を転用するとなれば、例外規定の適用をするということになると思いますが、前段で農振地域の格付けを一旦変更しなければならないのかと、青地から白地に格付けを変更して白地になったところを、第一種農地から移行する手続きも必要かなと解釈したのですが？
【学識経験者 鈴木氏】

A： 農振農用地ですが、青地白地に関わらず今回の用地は農業振興地域の解除となり、解除後に農地区分を農業委員会に判断していただくということとなり、これが第一種農地と言う形になります。
なので、農振除外の手続きがあれば大丈夫です。【指導調整課 渡邊課長】

○ 国道289号線沿いの非常に条件も陽当たりの良い場所で、青生野地区の畜産農家が30haの中の

条件の良い場所を除染した所であり、作業機械で作業し易い土地なのですが、それ以外の牧場は、作業困難な条件を有しているものですから、オリックスさんもこの好条件の土地を利用して、売電事業を実施したかったものと思もあったのですが、平成26年、27年に2年間掛けて除染したところであり、現在採草地として10ha程利用されています。

しかし、除染費用を掛けた所を5年位で農地転用するなんて言うことは非常識すぎるし、あれだけ頑張っている青生野の畜産農家のためには、あの場所に手を付けないこと、村の姿勢としても予定地から外すように指導した次第であります。【大楽会長】

- この土地は、除染と言うより除染に伴って補助金を受領している土地と言うことで、将来的にも農業継続を行っていく土地に対して、数年後メガソーラーへ転用はどう何だと言う議論をベースに、村からの話があって予定地から除いています。【オリックス(株) 吉見氏】
- 基本的には、荒廃農用地に該当するのは難しいと思います。【指導調整課 渡邊課長】
- それでは、皆さんの力を借りながら何とかこの事業を成功させたく思いますので、今後ともご協力のほどお願いいたします。【大楽会長】

4 閉会【地域整備課長】午前10時38分